（系統整備回収金の回収等）

第四十五条の二十一の十八　一般送配電事業者（第四十五条の二十一の二十一第一項の通知を受けた者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、当該通知に従い、系統整備回収金（次条第一項に規定する系統整備回収金をいう。）をその接続供給の相手方、その供給区域内に供給区域がある配電事業者又はその供給区域内における電線路と電気的に接続する発電等用電気工作物（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第一条第二項第三号に規定するものに限る。）を維持し、及び運用する者（以下「系統利用者」という。）から回収しなければならない。

2　一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の二十一第一項の通知に従い、広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新をしようとする一般送配電事業者（以下「系統整備等実施送電事業者」という。）又は送電事業者（以下「系統整備等実施送電事業者」という。）に対し、託送回収金相当金（同項第五号に規定する託送回収金相当金をいう。）及び系統整備負担金相当金（同項第六号に規定する系統整備負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（新設）

（系統整備回収金の額の承認）

第四十五条の二十一の十九　系統整備等実施事業者（系統整備等実施一般送配電事業者又は系統整備等実施送電事業者をいう。以下同じ。）は、広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新に関する資金（当該電気工作物がこう長百キロメートル以上又は送電容量百万キロワット以上の会社間連系線に係る設備である場合であって、当該系統整備等実施事業者が当該広域系統整備計画の届出があった日の属する事業年度から使用する日の前日の属する事業年度までの各事業年度に必要とされる資金の回収が必要な場合にあっては、その資金を含む。）を一般送配電事業者又は当該系統整備等実施一般送配電事業者の供給区域内の系統利用者から回収しようとするときは、その回収しようとする資金（以下「系統整備回収金」という。）の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとする系統整備等実施事業者は、様式第三十一の二十一の十五の系統整備回収金承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　整備又は更新をしようとする電気工作物の概要を記載した書類

二　当該系統整備等実施一般送配電事業者が前号の電気工作物の整備又は更新に関する資金として供給区域内の系統利用者から回収しようとする資金（以下「系統利用者回収金」という。）の総額及び回収の期間内における各年度の系統利用者回収金の額並びに当該額の根拠を記載した書類

三　第一号の電気工作物を使用する期間にわたり回収する系統整備回収金のうち、当該電気工作物の整備又は更新に関する資金であって、当該電気工作物を供給区域内に有する一般送配電事業者から回収しようとする資金（以下「託送回収金」という。）の総額及び当該額の根拠を記載した書類

四　系統整備回収金のうち、系統利用者回収金及び託送回収金を除いた資金（以下「系統整備負担金」という。）の総額及び当該額の根拠を記載した書類

（新設）